

平成 17 年 11 月 10 日

各 位

株式会社 東京証券取引所

システム障害の発生に伴う処分について

11 月 1 日の株式・C B 売買システムの障害により、投資家の方々をはじめ、多くの市場関係者の皆様に御迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当取引所では、現在、再発防止策の策定を進めているところでございますが、今回の事態を重く受け止め、現経営陣の責任を明確にするため、本日以下のとおり処分を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 役員報酬の減額（11 月分より）

代表取締役社長	鶴島 琢夫	月額報酬の 50%、6 ヶ月
代表取締役専務	吉野 貞雄	月額報酬の 30%、6 ヶ月
常務取締役	飛山 康雄	月額報酬の 20%、6 ヶ月
常務取締役	長友 英資	月額報酬の 10%、3 ヶ月
常務取締役	天野 富夫	月額報酬の 30%、6 ヶ月
執行役員	清水 寿二	月額報酬の 10%、3 ヶ月
執行役員	浦西 友義	月額報酬の 10%、3 ヶ月
執行役員	岩熊 博之	月額報酬の 10%、3 ヶ月
執行役員	深山 浩永	月額報酬の 10%、3 ヶ月

2. 厳重注意

天野富夫常務取締役及び佐藤博売買システム部長に対し、厳重注意とします。

なお、西室泰三取締役会長の申し出により、月額報酬の 50%、6 ヶ月について自主的に返上することとなりました。

当取引所では、今後、再発防止及びシステムの安定稼働に向け、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上